

建設工事等受注者の皆様へ

令和6年3月13日
行田市総務部契約検査課

前金払制度について

建設工事の受注者における資金の円滑化・安定化等による公共工事の適正な施工、履行の確保を図るため、前金払及び中間前金払の限度額を撤廃するとともに、建設工事に係る設計・調査・測量業務において前金払制度を導入します。

1 建設工事

改正前	改正後
前金払の割合:10分の4以内 前金払の限度額: <u>1億円</u>	前金払の割合:10分の4以内 前金払の限度額: <u>なし</u>
中間前金払の割合:10分の2以内 中間前金払の限度額: <u>5千万円</u>	中間前金払の割合:10分の2以内 中間前金払の限度額: <u>なし</u>

2 建設工事に係る設計・調査・測量業務（新規追加）

- （1）予定価格（税込み）300万円以上の建設工事に係る設計・調査・測量業務とする。
- （2）前金払の割合：請負代金額の10分の3を超えない額で、10万円未満の端数は切り捨てる。
なお、限度額は設けない。ただし、中間前金払は対象外となります。

3 適用日

令和6年4月1日以降に公告等を行う案件から適用

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課
電話：048-556-1111（内線 213・214）
FAX：048-554-0199